

古文書解読チャレンジ講座第二十二回

障子を開けるか？ 閉めるか？

～江戸城の秋

出典：「八月十五日ヨリ十二月晦日マテ」

新見—196

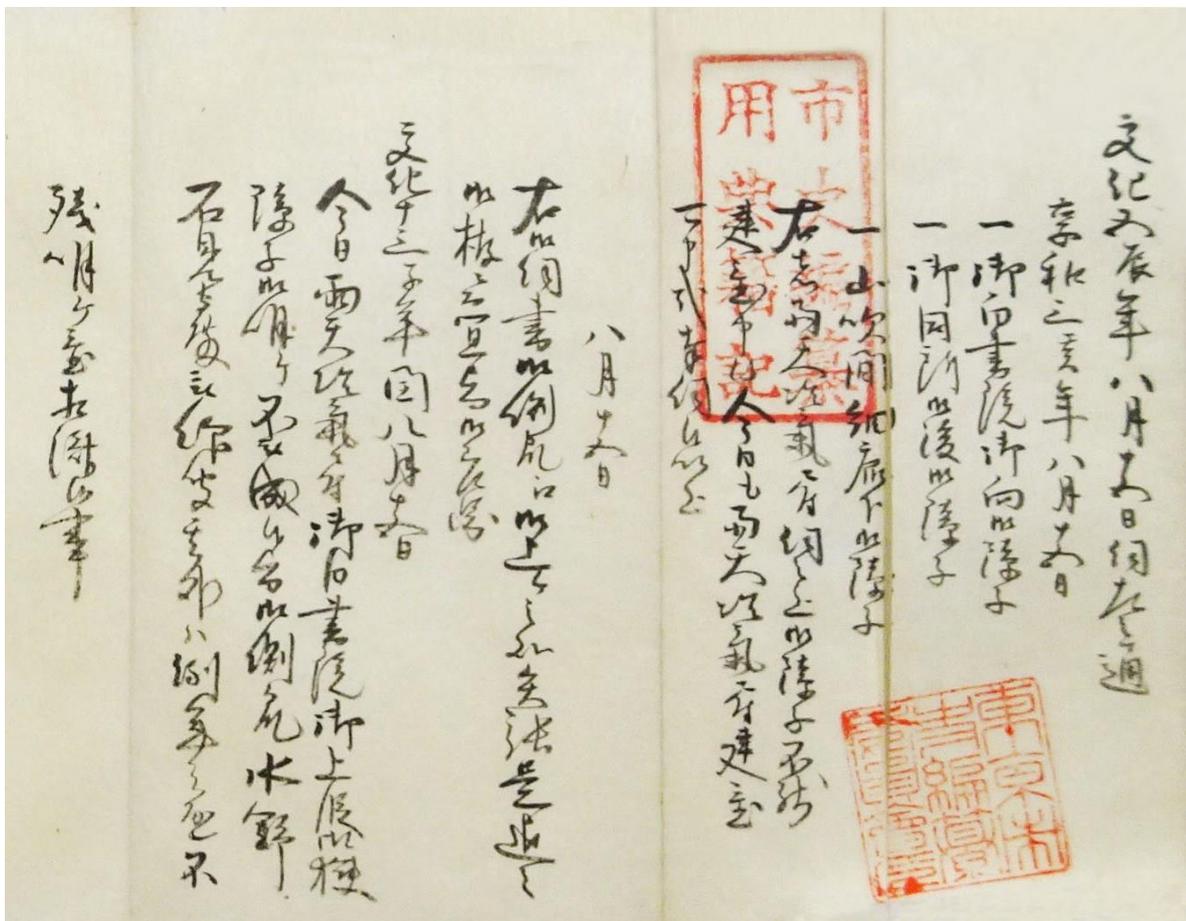
平成三十年十一月 東京都公文書館

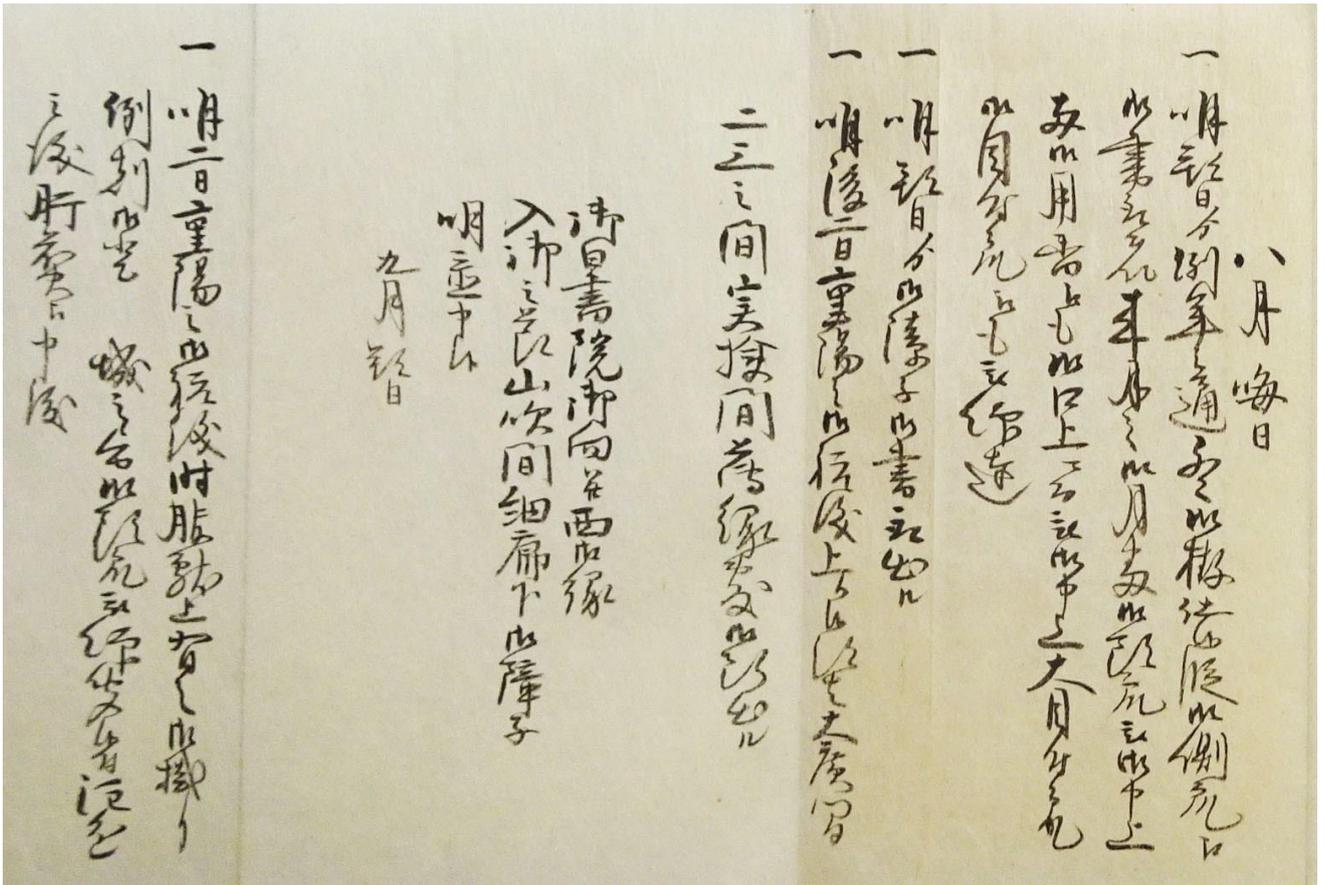
今回は、東京都公文書館所蔵の新見^{しんみ}文書から、江

戸城での秋の儀式の準備について取り上げます。

早速読んでみましょう。

一、史料「八月十五日ヨリ十二月晦日マテ」新見—196





二、史料の解読／読み下し例

文化五辰年 八月十五日 伺左之通
 文紀六辰年 八月十五日 伺左之通

享和三亥年 八月十五日
 享和三亥年 八月十六日

一 御白書院 御向御障子
 一 御白書院 御向障子

一 御同所 御後御障子
 一 御同所 御後障子

一 山吹間 細廊下 御障子
 一 山吹間 細廊下 障子

右者雨天冷氣ニ付伺之上御障子不残
 右者雨天冷氣有切之上障子不残

建置申候今日も雨天冷氣ニ付建置
 建置申候今日も雨天冷氣有建置

可申哉奉伺候以上
 可申哉奉伺候以上

八月十五日
 八月十六日

右御伺書御側衆江御上ヶ之処矢張是迄之

右御伺書御側衆江御上ヶ之処矢張是迄之

御拵ニ而宜旨御差図

此極之宜旨也

文化十三年 閏八月十五日

文化十三年閏八月十五日

今日雨天冷氣ニ付御白書院御上段御拵

今日雨天冷氣ニ付御白書院御上段御拵

障子御明ヶ不被成候旨御側衆水野

障子御明ヶ不被成候旨御側衆水野

石見守殿被仰聞其外ハ例年之通不

石見守殿被仰聞其外ハ例年之通不

残明ヶ置相濟候事

残明ヶ置相濟候事

八月晦日

八月晦日

一 明朝日方例年之通冬御拵仕候段御側衆江

一 明朝日方例年之通冬御拵仕候段御側衆江

御書取ヲ以来月之御月番御頭衆被御申上

御書取ヲ以来月之御月番御頭衆被御申上

而御月番江も御口上ニ而被御申上大目付衆

而御月番江も御口上ニ而被御申上大目付衆

御目付衆江も被仰達

御目付衆江も被仰達

一 明朝日方御障子御書取出ル

一 明朝日方御障子御書取出ル

一 明後二日重陽之御祝儀上リ候得者大広間

一 明後二日重陽之御祝儀上リ候得者大広間

二三之間実検間薄縁敷御断出ル

二三之間実検間薄縁敷御断出ル

御白書院 御向井西御縁

御白書院御向井西御縁

入御之節山吹間細廊下御障子

入御之節山吹間細廊下御障子

明置申候

明置申候

九月朔日

九月朔日

一 明二日重陽之御祝儀時服献上有之御掛り

一 明日重陽之御祝儀時服献上有之御掛り

例 刻御登 城之旨御頭衆被仰聞候付注進

例 刻御登 城之旨御頭衆被仰聞候付注進

之儀 肝煎江申渡

之儀 肝煎江申渡

【解読文】

文化五辰年八月十五日伺左之通

享和三亥年八月十五日

一 御白書院御向御障子

一 御同所御後御障子

一 山吹間細廊下御障子

右者雨天冷氣二付伺之上御障子不残

建置申候今日も雨天冷氣二建置

可申哉奉伺候以上

八月十五日

右御伺書御側衆江御上ケ之処矢張是迄之御拵二而宜旨御差図

文化十三年閏八月十五日

今日雨天冷氣二付御白書院御上段御挟

障子御明ケ不被成候旨御側衆水野

石見守殿被仰聞其外八例年之通不

残明ケ置相濟候事

八月晦日

一 明朔日方例年之通冬御拵仕候段御側衆江

御書取ヲ以来月之御月番御頭衆被御申上

両御月番江も御口上二而被御申上大目付衆

御目付衆江も被仰達

一 明朔日方御障子御書取出ル

一 明後二日重陽之御祝儀上リ候得者大広間

二三之間実検間薄縁敷御断リ出ル

御白書院御向并西御縁
入御之節、山吹間細廊下御障子
明置申候

九月朔日

一 明二日、重陽之御祝儀時服献上有之御掛り
例刻御登城之旨御頭衆被仰聞候付注進
之儀肝煎江申渡

【読み下し例】

文化五辰年八月十五日、伺い、左の通り

享和三亥年八月十五日

一、御白書院御向御障子

一、御同所（白書院）御後御障子

一、山吹間細廊下御障子

右は雨天冷氣につき、伺の上御障子残らず
建て置き申し候、今日も雨天冷氣につき建て置き
申すべく哉、伺い奉り候、以上、

八月十五日

右（上記・文化5年）御伺い、御側衆へ御上げの処、矢張、是迄の
御拵にて宜き旨、御差込、

文化十三子年閏八月十五日

今日、雨天冷氣につき、御白書院御上段御挟
障子御明けならず候旨、御側衆水野
石見守殿仰せ聞かれ、其外は例年の通り
残らず明け置き相済み候事、

八月晦日

享和3年（1803）の先例

文化5年（1808）の先例

文化13年（1816）の先例

↑

この文書が作られた年の

8月15日

一、明朔日より例年の通り冬御拵^{こしらへ}え仕り候段、御側衆へ

御書取を以て来月の御月番御頭衆御申し上げられ、
両御月番へも御口上にて御申し上げられ、大目付衆・

一、明朔日より御障子書取出る、
御目付衆へも仰せ達せらる、

一、明後二日重陽^{ちやうよう}之御祝儀上り候得は、大広間

二三之間実検^{じつげんのまうすべり}間薄縁敷御断^{ことわ}り出る

御白書院御向ならびに西御縁

入御^{にゅうぎよ}之節、山吹間細廊下御障子

明け置き申し候、

↑九月朔日の「書取」(メモ)

九月朔日

一、明二日、重陽之御祝儀、時服^{じふく}献上これあり、御掛り

例刻御登城の旨、御頭^{かしらしゅう}衆仰せ聞かれ候につき、注進

の儀、肝煎へ申し渡す、

【用語解説】

御白書院^{おんしろしよいん}：徳川幕府の政庁であり将軍一家の住居であった江戸城本丸御殿

の表向^{おもてむき}(政庁部分)にある建物(図1)。表向の中で最も格式のある大広間
に次ぐ格式を持つ。上段・下段・帝鑑之間・連歌之間の四部屋とこれらを囲

う入側^{いりがわ}(部屋と縁側の間にある通路のこと)からなる。部屋と部屋、入側と

建物の外との境には、襖や障子がたてられた。(図2)
白書院は、将軍宣下などの際には饗応の場として、将軍に諸大名が対面す

る月次御礼^{つきなみおんれい}(毎月朔日・十五日・二十八日の定例日に大名・諸士が江戸城に
登城し将軍に謁見すること)や参勤交代の挨拶の際などには、将軍と御三家

や加賀藩前田家、越前藩松平家などとの対面に用いられた。

山吹間細廊下^{やまぶきのまほらうか}：白書院と、その北側にある山吹間を繋ぐ細い廊下。廊下の

西側は中庭があり、廊下と中庭との境には襖と障子がたてられた。

御挟障子^{はさましやうじ}：引き違いの襖と襖の間にたてられる明かり障子のこと。

重陽之御祝^{ちやうようのおいわい}：五節句「正月七日の「人日」、三月三日の「上巳」、五月五日「端午」、

七月七日「七夕」、九月九日の「重陽」の一つで、一般的には九月九日に

行われるお祝い。旧暦では菊の咲く時期であることから「菊の節句」とも言
われる。

大広間二三之間実検之間^{じつげんのま}：大広間は江戸城本丸御殿の表向にあり、本丸御殿

の中で最も格式のある建物。上段(納戸構も含む)・中段・下段・二之間・三
之間・四之間・後之間とこれらを囲う入側などからなる。実検之間は、三之

間南側に飛び出した廊下の別称で、図面上には「中門^{ちゆうもん}」と書かれることも
ある。(図3)

大広間は将軍宣下・武家諸法度発布・年始の拝賀・月次御礼など幕府にとつ
て最も重要な儀式の際に用いられた。

薄縁敷^{うすべりしき}：畳の表面に使われている筵^{むしろ}で作られた薄い敷物。

図1 本丸御殿平面図（「乾 江戸城御本丸御表御中奥御殿向御櫓御多門共総絵図」「坤 大奥向総絵図」を貼り合わせた。いずれも『東京市史稿 皇城篇附図2』所収）

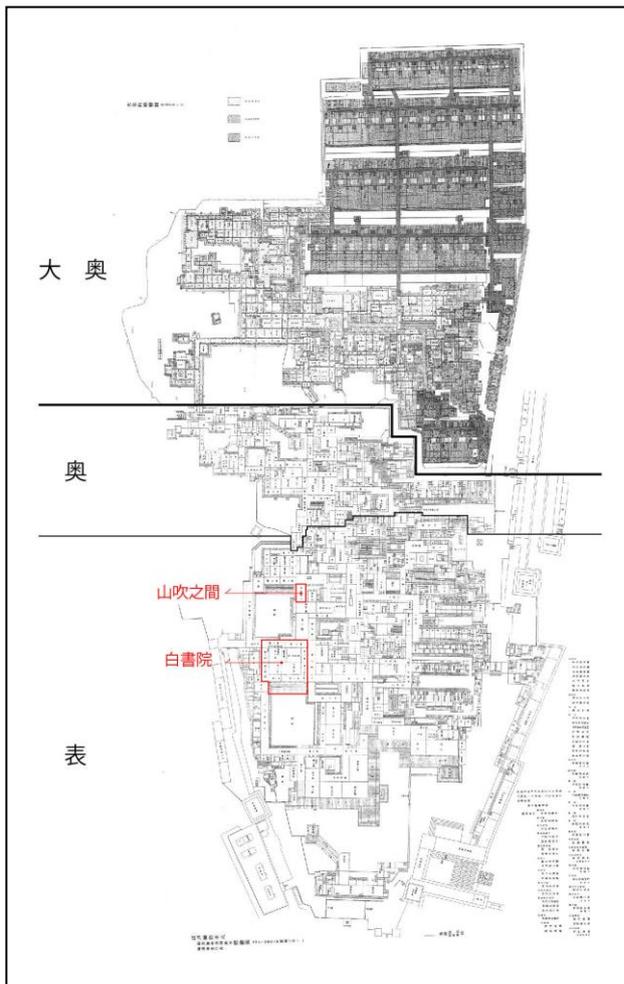


図2 白書院平面図（「乾 江戸城御本丸御表御中奥御殿向御櫓御多門共総絵図」『東京市史稿 皇城篇附図2』部分）

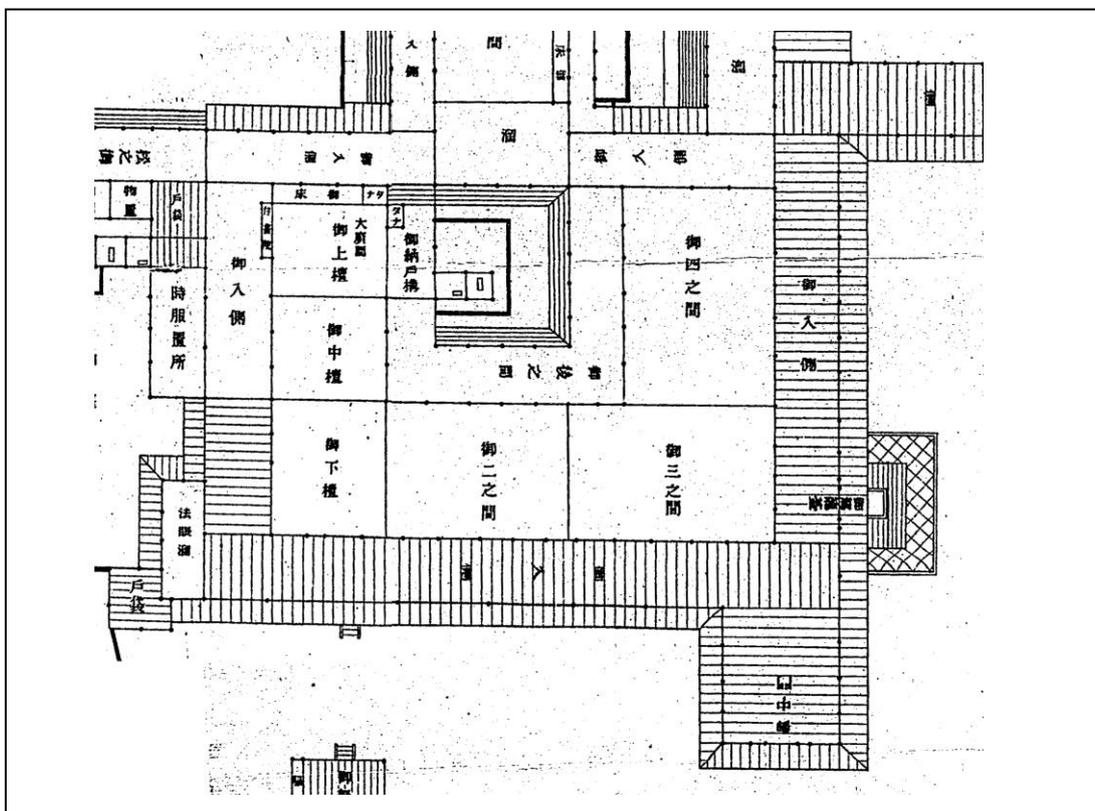
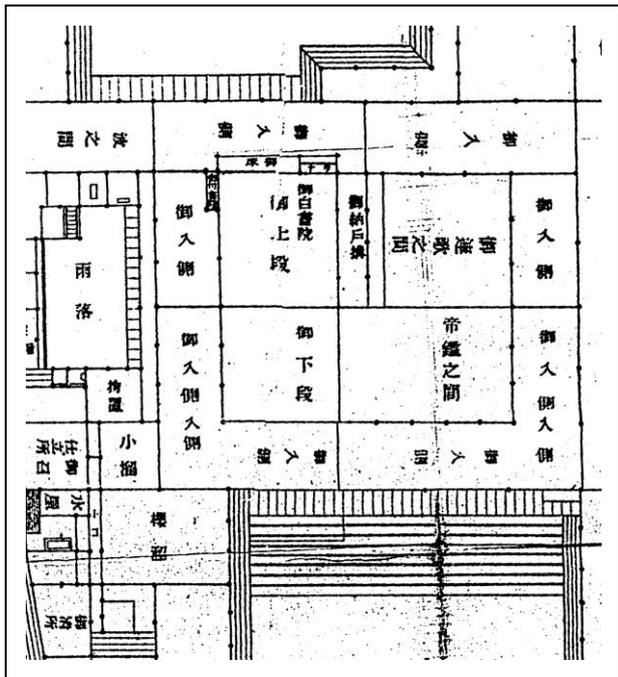


図3 大広間平面図（「乾 江戸城御本丸御表御中奥御殿向御櫓御多門共総絵図」『東京市史稿 皇城篇附図2』部分）

三、【史料解説】

■儀式準備マニュアル

ここに挙げた史料「八月十五日ヨリ十二月晦日マテ」（請求番号：新見―196）は、江戸城本丸御殿における儀式の準備について書かれたマニュアルの一部です。この史料は、主に寛政年間に小十人頭や目付を勤めた長門守正登と、天保年間に目付や側衆を勤めた伊賀守正路の新見親子の記録からなる『新見文書』に収められています。

史料には作成年の記述はありませんが、史料題名にあるとおり、とある年の八月十五日から十二月大晦日までの間（年始の儀式も含まれる。ただし、この日付は旧暦。）に本丸御殿で行われた儀式や行事の準備内容が日付順に記されています。

また、江戸城で行われる儀式の際は先例を重んじたので、先例として、享和三年（一八〇三）・文化元年（一八〇四）・同二年（一八〇五）・同五年（一八〇八）・同十二年（一八一五）・同十三年（一八一六）・弘化元年（一八四三）の事例も添え書きされています。

江戸城内における儀式マニュアルは大名家を初めとして様々なところに伝えています。しかし、本史料は儀式そのもののマニュアルではなく、儀式にあたっての建物の中の設え方しづらや、秋から冬への季節の移り替わりの中の室温調整法が書いてあるのが特徴の一つです。室温調整は、建具（襖・障子）の開閉や火鉢などで行われました。

■八月十五日 ～江戸城の秋雨対策

旧暦八月十五日は新暦でいうと十月中旬。秋から冬に向けて秋雨シーズンとなり、夏の暑さから一転して涼しい日々が続くようになります。將軍は、本丸御殿の表向（ここでは白書院）で行われる儀式の際、住居部分（奥向）から山吹之間細廊下を通り表向へ出ました。

とある年の八月十五日、この日は月次御札における將軍の出御にあたって白書院と山吹之間細廊下の障子を開いておくか、閉じておくか決めなくては

なりません。江戸城内での事柄は、先例に沿って決めるのが決まりでした。この障子の開け閉めについても、まず文化五年の先例が調べられています。「文化五辰年八月十五日伺左之通」。

文化五年八月十五日（新暦：十月四日）、この日は秋雨の降る寒い日だったようです。そこで、この山吹之間細廊下と白書院に、寒さを凌ぐための障子を建てるかどうか、將軍の身の回りの世話をする御側衆に伺いが出されました。この伺いの際、さらに享和三年八月十五日（新暦：九月三十日）の例を出しています。これによると、享和三年の際には秋雨で寒かったので障子は全て立てていたとあります。

御殿の室内は壁と襖・障子などの建具で仕切られていました。現在のようにエアコンなどの空調機器のない時代、これらの建具を立てたり外したりして室内の温度調節を行いました。

結果、享和三年と文化五年の例を受けて、御側衆から「今までの通りで良い」との回答がありました。

この史料には追加情報として、文化十三年閏八月十五日（新暦：十月六日）も挙げられています。文化十三年の場合も雨が降って寒い日だったようですが、この際は將軍が着座する白書院上段の挟障子は開かず、それ以外の部屋の障子は明けていた「例年之通不残明ヶ置相済候事」ようです。

■八月晦日 冬支度に向けて

九月に入ると江戸城内では冬に向けての準備が始まります。冬支度は九月朔日から始まりましたが、このことは御側衆から月番頭衆へ「書取（書面）」と口頭とで伝えられました。また、大目付衆・目付衆へも伝えられました。

九月朔日、毎年、秋から冬にかけての障子の取扱方の指示が出されます。九月朔日の項の前には、「御白書院御向并西御縁入御之節山吹之間細廊下御障子明置申候」と書かれていて、將軍が白書院ならびに白書院西側の縁へ入る際、山吹之間細廊下の障子は開けておくように、とあります。

■九月二日 ～重陽之御祝準備

九月九日、江戸城内では五節句の一つである重陽之御祝が行われました。

本史料によると御祝の準備は既に八月晦日から始まっていることが読み取れます。八月晦日には御祝が行われる大広間の二之間・三之間・実檢之間の畳の上に敷く薄縁敷の取扱い方について指示が出され、また、九月朔日の項目には、御祝に際し定刻通りに登城するようにと書かれています。

今回取り上げた文書は、江戸城内で行われた秋から冬にかけての儀礼準備に関するものです。先述のように、江戸城内での儀礼は、先例を重視しました。このため、大名家でも旗本でも、自分が関わる儀式については、他家から先例を借りて書き写し、実際の儀式に臨みました。また儀式後に書き加えられることもありました。これらの文書類は、一代限りのものではなく、代々、その「家」で引き継がれ、管理されていきました。

目付など要職を務めることが多かった新見家には、こうした江戸城内での儀式マニュアルが沢山残されています。

(完)